

おくやみ パンフレット

ご遺族の方へのご案内

おくやみコーナーのご案内

区役所・支所において必要となる手続きについて、申請書の一括作成を行い、各窓口へのご案内を行う「おくやみコーナー」を各区役所・支所に設置しております。是非ご利用ください。

詳細はご案内チラシ、市公式ウェブサイトをご覧ください。
(原則予約制です。来庁日の2開庁日前までにご予約ください)



市公式ウェブサイト

くらしの手続きガイド (24時間365日利用可能)

スマートフォン等で簡単な質問に答えていくことで必要な手続きや持ち物を調べることができます。こちらもご活用ください。



くらしの手続きガイド

名古屋市 【西区版】

※亡くなられた方の住所地が他区の場合は、問い合わせ先が異なります。

市公式ウェブサイトをご確認ください。

他市町村の場合は、直接該当の市町村へお問い合わせください。

令和7年4月発行

区役所・支所における「死亡届」に伴う主な手続

◆死亡届を出された後、情報の反映に時間がかかるため、概ね1週間程度空け、来庁されることをお勧めします。なお、当該区以外の市区町村で死亡届を出された場合、更に情報の反映に時間がかかるため、来庁当日にすべての手続が完了しない場合がございます。

◆死亡の事実が戸籍(除籍)に記録されるまでに、死亡届の提出先が本籍地の場合は1週間程度、非本籍地の場合は2～3週間程度かかります。戸籍(除籍)全部事項証明書等の請求は、本籍地の市区町村役場に確認のうえご請求ください。

□ Q1 故人が住民票上の世帯主であり、かつ他に世帯員が2人以上いる。

(世帯員の方) 世帯主変更届が必要です。

市民課
052-523-4535

1階
5番窓口

□ Q2 故人が印鑑登録手帳を持っていた。

印鑑登録手帳をお返してください。

※住民票に死亡の事実が反映されると自動的に印鑑登録は廃止されます。手帳が手元に無い場合は手続は不要です。

印鑑登録手帳



市民課
052-523-4535

1階
5番窓口

※故人のマイナンバーカード、通知カードは、お返しいただく必要はありません。

(各種手続にマイナンバーが必要な場合がありますので、一定期間保管頂いた後、廃棄してください。)

□ Q3 故人が国民健康保険に加入していた。

資格喪失届が必要です。国民健康保険被保険者証等※(世帯主の方が亡くなったときは世帯全員の国民健康保険被保険者証等※)をお返してください。

(喪主の方または国民健康保険の世帯主の方) 葬祭費の申請をすることができます。口座番号等が確認できるもの(預金通帳等)をお持ちください。

(喪主の方のみ) 上記のほか、喪主の氏名が確認できる葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状等)をお持ちください。

保険年金課
052-523-4544

1階
6番窓口

※被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせをお持ちのもの

国民健康保険
被保険者証



国民健康保険
資格確認書

色が異なる場合があります。



国民健康保険
資格情報
のお知らせ



□ Q4 故人が後期高齢者医療制度に加入していた。

後期高齢者医療被保険者証等※をお返してください。

(喪主の方のみ) 葬祭費の申請をすることができます。喪主の方の口座番号等が確認できるもの(預金通帳等)、喪主の氏名が確認できる葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状等)をお持ちください。電子申請での手続も可能です。

保険年金課
052-523-4546

1階
6番窓口

電子申請
での手続き→



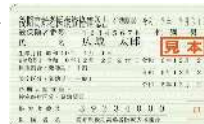
後期高齢者医療
被保険者証

色が異なる場合があります。



後期高齢者医療
資格確認書

色が異なる場合があります。



※被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせをお持ちのもの

◆施設入所の方で、他の都道府県の後期高齢者医療制度に加入されていた方は、ご加入の広域連合へお問い合わせください。

◆故人が勤務先の健康保険等に加入していた場合は、ご加入先へお問い合わせください。

◆令和6年12月2日以降は国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証の新規発行が終了しているため、最新の取扱いについては、名古屋市公式ウェブサイトの各制度のページをご確認ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の各保険料について、過不足の精算が生じる場合には、後日、通知をお送りいたします。

☐ **Q5 故人が子ども医療証、障害者医療証、ひとり親家庭等医療証、福祉給付金資格者証を持っていた。**

医療証等をお返しく下さい。なお、手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。

保険年金課
052-523-4546

**1階
6番窓口**

子ども医療証



障害者医療証



ひとり親家庭等医療証



福祉給付金資格者証



色が異なる場合があります。

☐ **Q6 故人が年金加入中または受給者であった。**

最寄りの年金事務所に、各種年金給付の請求対象となるかをお問い合わせください。

**名古屋西年金事務所
052-524-6855**

年金事務所予約受付専用電話
0570-05-4890

年金事務所から区役所・支所で手続きが可能と案内があった場合のみ

区役所保険年金課（支所区民福祉課）にて必要書類をご確認のうえお手続きください。

保険年金課
052-523-4542

**1階
7番窓口**

年金手帳または基礎年金番号通知書



年金証書



☐ **Q7 故人が介護保険被保険者証を持っていた。**

資格喪失届が必要です。介護保険被保険者証をお返しく下さい。介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等をお持ちの場合は、あわせてお返しく下さい。

福祉課
052-523-4519

**1階
9番窓口**

介護保険被保険者証



介護保険負担割合証

色が異なる場合があります。



介護保険負担限度額認定証

色が異なる場合があります。



☐ **Q8 故人が敬老優待カード(敬老手帳)、敬老パスを持っていた。**

敬老優待カード（敬老手帳）・敬老パスをお返しください。敬老パスの電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。また、敬老パス負担金の半額をお返しする場合がありますので、担当窓口へおたずねください。

福祉課
052-523-4598

**1階
9番窓口**

敬老優待カード（カード型敬老手帳）

表



裏



敬老手帳（手帳型敬老手帳）



※敬老手帳は
カード型、手帳型の
いずれかが交付
されています。

敬老パス



☐ **Q9 故人が障害に関する制度を利用していた。**

・身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
・障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）、特定医療費受給者証（指定難病）、小児慢性特定疾病医療費受給者証、移動支援・地域活動支援受給者証、通所受給者証をお持ちの方
上記に当てはまる方は、各種手帳および受給者証をお返しいただくとともに、返還届等の提出が必要です。

福祉課
052-523-4585

**1階
11番窓口**

・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当、外国人障害者給付金などを受けている場合、資格喪失の届出が必要です。
各種手当の受給状況に応じて手続きが異なりますので、担当窓口へおたずねください。

（故人が支所管内にお住みであった場合）
山田支所
区民福祉課
052-501-4975

**1階
2番窓口**

・福祉特別乗車券、重度障害者タクシー利用券がある場合、返還が必要です。福祉特別乗車券は電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。

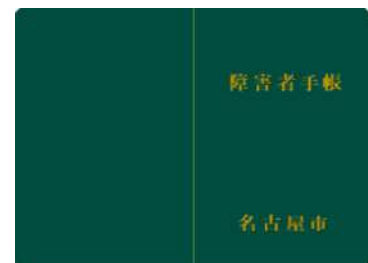
身体障害者手帳（赤色）



愛護手帳（療育手帳）（青色）



精神障害者保健福祉手帳（深緑）



他市町村で発行された身体障害者手帳の場合は、上記見本と異なります。

※カバーには"障害者手帳"と記載されています。